

第12章 環境マネジメントシステム活動

(1) システム取組みの経緯

旧武生市は、地球環境問題に対して、地方公共団体としての先導的な役割を担うことや、市環境基本計画の具体化を推進するため、平成11年9月に環境管理マニュアルを制定し、環境マネジメントシステムの運用を始めました。

平成12年2月には、国際標準規格ISO14001の認証を、審査登録機関より取得、平成15年1月に更新審査、同年11月に定期審査を受審し、システムの継続的改善に取り組んできました。その後4年間の経験を踏まえ、平成16年2月25日には、ISO14001との適合を自己決定し、自己宣言方式に切替えました。

さらに平成17年10月1日からは、合併に伴い、旧武生市の環境マネジメントシステムに準じた越前市環境マネジメントシステムを構築し、運用を行ってきました。

また、平成24年5月から本システムを地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出の抑制のための計画（越前市地球温暖化対策実行計画 市事務事業編）として位置付け、本市の行政活動から生じる環境負荷の一層の低減を図るための役割を担ってきました。

本市は、約15年にわたってISO14001規格に適合したシステムを運用してきた結果、職員の環境に対する意識の向上、施設や設備の管理体制の強化、平成22年度に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の課している努力目標を4年連続で達成するなど、一定の効果を上げることができた一方、システムの要求事項が、種々の計画等の運用やとりまとめと重複するようになりました。これらの経緯を踏まえ、平成27年4月から市独自の越前市環境マネジメントシステム「EEMS」の運用をスタートさせました。

EEMSの運用開始以降、毎年度エネルギーの使用量を評価し、使用量の合理化を推進してきましたが、近年、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指

す「越前市ゼロカーボンシティ宣言」の表明（令和3年8月）や越前市総合計画2023の策定（令和5年3月）、北陸新幹線越前たけふ駅の開業（令和6年3月）など、本市の未来を大きく変える取組が動き出しています。また、国においても、令和3年10月に地球温暖化対策計画と政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定が行われました。政府実行計画では、温室効果ガス排出量を令和12年度までに平成25年度比50%に削減することが示されるとともに、その目標達成に向け、太陽光発電設備の導入や電動車の導入、LED照明の導入等について方針が掲げられています。

これらを受け、令和7年3月に越前市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定し、政府実行計画に則した数値目標や具体的指標を盛り込み、より効果的な対策を行うための計画とするとともに、当該計画をあらためて越前市環境マネジメントシステム（EEMS）マニュアルとして位置づけ、市の事務事業から排出される温室効果ガスの一層の低減につなげることとしています。

(2) システムの適用範囲

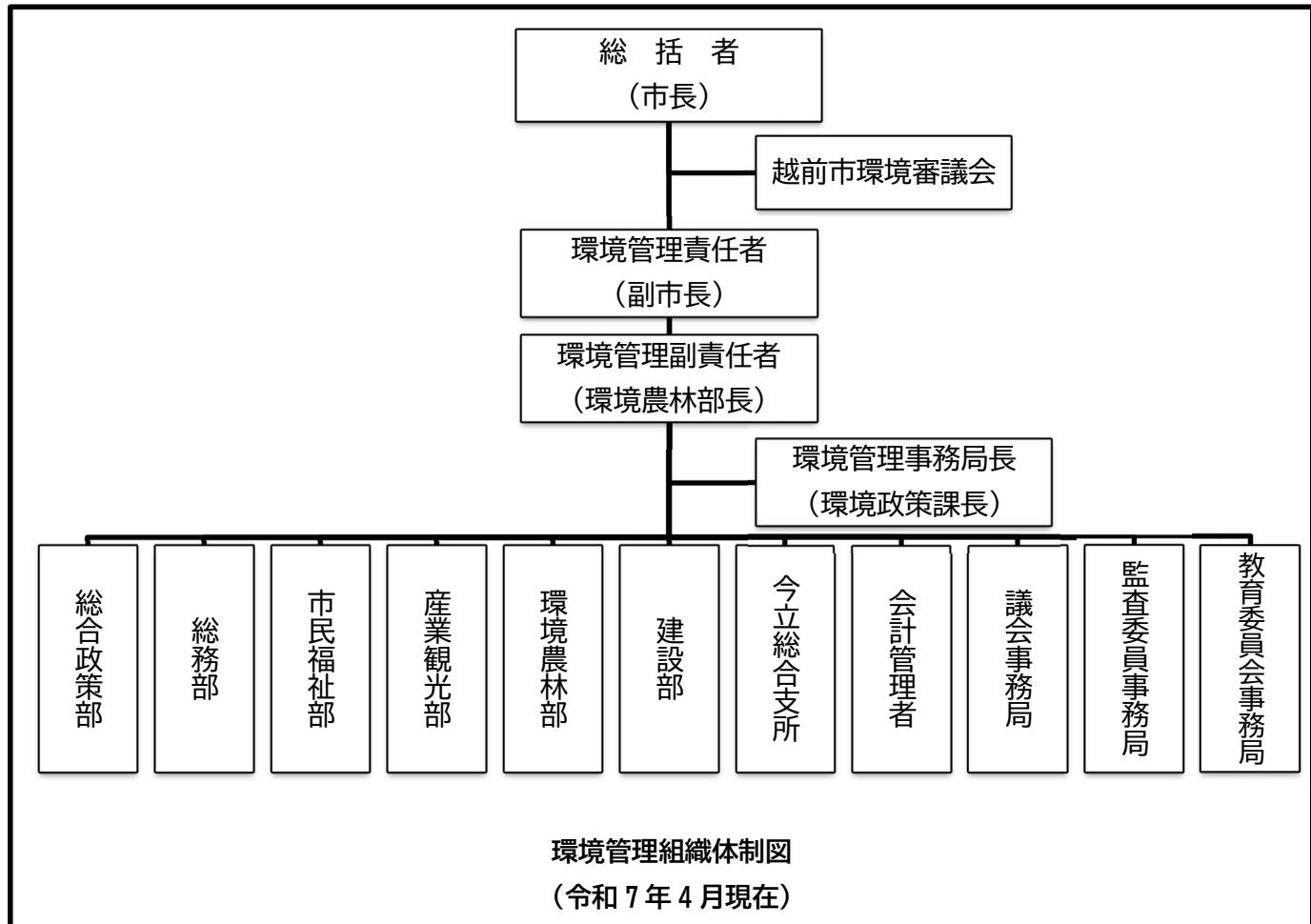
環境マネジメントシステムは、次の組織に適用します。

- (1) 市長の事務部局
- (2) 公営企業の事務部局
- (3) 教育委員会の事務部局
（小中学校を除く）
- (4) 選挙管理委員会の事務部局
- (5) 監査委員の事務部局
- (6) 公平委員会の事務部局
- (7) 農業委員会の事務部局
- (8) 固定資産評価審査委員会の事務部局
- (9) 議会の事務部局

以上の部門と所管施設に適用します。

また、市から委託された施設内で業務を行っている業者や、市の許可を得て土地、建物を占用している団体に対し、環境方針に賛同し、市が行う環境管理の取組みに協力することを確認しています。

(3) 環境管理組織体制



(4) EEMSの実施内容

EEMSの主要な実施内容の一つとして、各所属及びその所管施設に適用される環境法令の順守状況を調査し、不適合がある場合は是正の措置を確認するようになります。令和6年度の不適合の発生はありませんでした。

また、市の施設のエネルギー使用量について全職員に見える化を図っています。各所属においては、各々の実情にあった評価を行っています。市全体の省エネ法に基づくエネルギー使用量の報告は、原単位方式で評価を行っており、基準年度から年1%ずつ

の削減を目指しています。

(5) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理

令和7年3月に改定しEEMSとして位置付けた越前市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、平成28（2016）年度を基準として令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を41%以上削減すること目指しています。

令和6年度の達成状況を次に示します。

<< 令和6年度温室効果ガス排出削減状況 >>

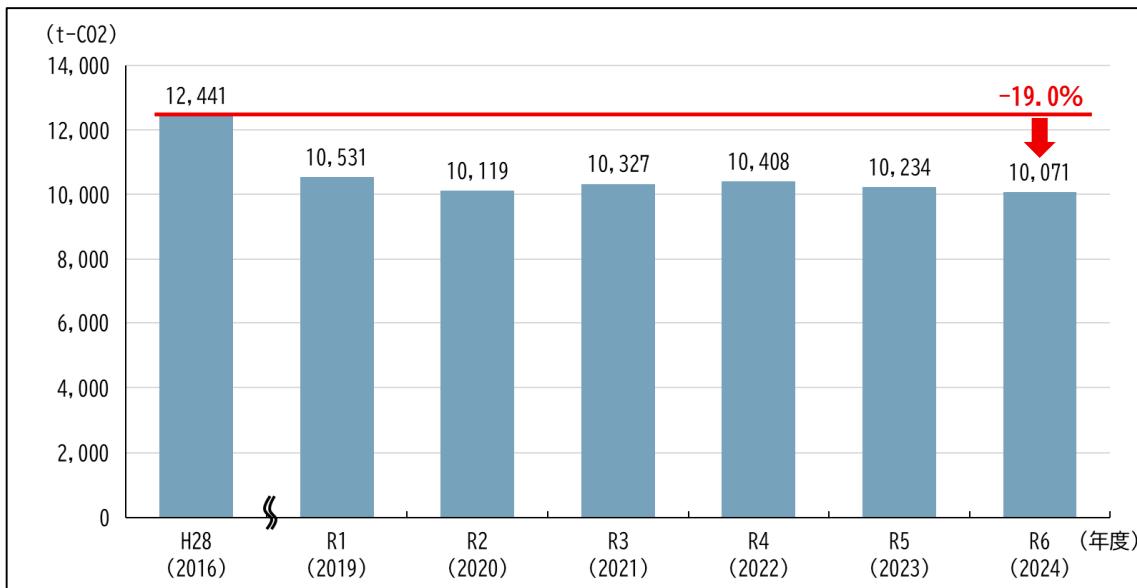


図 12-1 温室効果ガス排出量推移

表 12-2 温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けた指標

項目	単位	目標値 (目標年)	R6実績
太陽光発電設備の設置施設数	施設	30施設以上	20
公共施設へ導入されている太陽光発電システム容量の合計	kW	2,000kW以上	833.8
新築建築物のZEB化	—	新築建築物平均 ZEB Ready相当	対象となる 新築建築物なし
公共施設照明のLED化	%	100%	64.3
公用車における電動車導入台数	台	13台以上	9

表 12-3 排出源別の温室効果ガス排出量

区分	2016 (H28) 基準年度 (t-CO ₂)	2024 (R6) 実績 (t-CO ₂)	2030 (R12) 目標年度 (t-CO ₂)	削減率	
				R6実績	目標
エネルギー起源CO ₂	電気の使用	9,285.1	6,875.1	5,199.7	26.0% 44.0%
	燃料の使用 (自動車以外)	2,633.3	2,545.7	1,474.6	3.3% 44.0%
	燃料の使用 (自動車)	43.7	60.8	30.6	-39.2% 30.0%
CH ₄	自動車の走行	3.5	3.0	3.7	14.0% -5.7%
N ₂ O	自動車用エアコンディショナーの使用	1.2	1.2	1.2	-0.8% 0.0%
CH ₄	下水の処理	473.7	584.8	530.1	-23.5% -11.9%
計		12,440.5	10,070.7	7,239.9	19% 41.8%

令和6年度の温室効果ガス削減率は、19.0%でした。また、太陽光発電設備を新たに2施設に設置し、公共施設照明のLED化もLED化可能施設の64.3%となりました。

温室効果ガス排出源の区別別にみると、電気の使用から排出される二酸化炭素量が多くなっています。引き続き、公共施設への太陽光発電設備やLED照明の導入を推進し、電気使用量の抑制に取り組んでいきます。